

監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年10月28日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

作手総合支所
地域課

監査結果報告年月日

令和元年7月5日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年10月7日

講じた措置等の内容

作手総合支所

【地域課】

《意見1》

公有財産について、種目、用途毎整理をされ、未利用地、処分地などの経年変化が分かるような台帳整理を検討されたい。

《措置内容》

公有財産について、公図等により所在地や利用状況の確認を順次進めております。現存する書類を精査し、経年変化をとりまとめ、台帳整理に努めてまいります。

《意見2》

市営バスのデマンド運行への移行が他地区の先行事例として有効なものになり、公共交通の見直しと効率化を図られるよう公共交通対策室と協同されたい。

《措置内容》

市営バスのデマンド運行への移行について、公共交通対策室とともにほぼ全ての移行前の利用者のもとに足を運び、運行内容についての説明をしてまいりました。10月1日のデマンド運行開始後も、地域の意見を伺う場を設定し、今後の公共交通の見直しと効率化に反映できるよう努めてまいります。